

## 令和4年6月農業委員会総会議事録

日 時 令和4年6月30日（木曜日） 議事開始 午前8時45分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
岩屋 美智子 稲田 優 田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 溝添 トミ子 吉留 律子  
宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美 高谷 千代子  
杉元 義男 増田 賢造 中津 ゆみ子

### 欠席委員

【農業委員】 栗下 章二 前原 幸太郎

【推進委員】 山口 長徳 伊地知トシ子

### 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

報告第 7号 農地等の合意解約について

報告第 8号 農用地利用配分計画について

議案第11号 空き家に附属した農地の指定解除について

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農用地利用集積計画について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局長                それではただいまから令和4年6月定例農業委員会総会を開催いたします。皆様ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長                【あいさつ・・・】

尾山議長                次に委員の出席状況を報告いたします。栗下委員、前原委員、山口委員、伊地知委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。よって、ただいまの出席者は委員23名で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下会長代理と稲田委員を指名いたします。

                              それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第7号から報告第8号及び議案第11号から議案第15号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長                (議案朗読)

尾山議長                議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第7号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局                    議長。

尾山議長                事務局。

事務局                    それでは、報告第7号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は10件でございます。

                              令和4年6月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

                              整理番号1番は、所有者にて耕作するものです。

                              整理番号2番は、他の担い手へ貸付けのため、解約するものです。

                              整理番号3番、4番は、所有者にて耕作するものです。

                              整理番号7番は、転用のため、解約するものです。

整理番号9番は、耕作に不便であるため、解約するものです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、次に報告第8号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 報告第8号「農用地利用配分計画について」ご説明いたします。

今月の農用地利用配分計画については、令和4年6月1日付けで県知事が認可した案件をご報告するものでございます。計17件、93筆、89,108㎡となっております。

詳細につきましては、4ページから13ページに記載のとおりです。

以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第11号「空き家に附属した農地の指定解除について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案第11号 空き家に附属した農地の指定解除についてご説明いたします。14ページをご覧ください。指定解除申出件数は、1件です。それでは、15ページをご覧ください。申請地の場所は、大字○○になります。地目、面積は、田3筆、合計で1,977㎡です。

こちらは先月5月総会で空き家に附属した農地の指定として審議され、5月31日付けで許可されましたが、空き家の売買が成立することにより、3筆の農地が空き家に附属した農地としての要件を充たさな

くなるため指定を解除するものです。

尾山議長 　　ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第11号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

稲田委員 　　議長。

尾山議長 　　稲田委員。

稲田委員 　　このあとは通常の農地としての取扱となるのでしょうか。

尾山議長 　　事務局いかがですか。

事務局 　　議長。

尾山議長 　　事務局。

事務局 　　これ以外に空き家に附属した農地が1筆あります。これは3条18ページのNo.5のかたが買われるという事で、1筆分674㎡です。

　　15ページの3筆につきましては通常の一般農地として取り扱う事になります。

尾山議長 　　稲田委員よろしいですか。(はいとの回答あり)

　　他に質疑はありませんか。(なしと言うものあり)

　　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

　　お諮りいたします。議案第11号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。(全員挙手)

　　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

　　次に議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　議長。

尾山議長 　　事務局。

事務局 　　議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

　　16ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転8件、貸借3件、合計11件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

17ページになります。整理番号1番、田1筆、790㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号2番、田1筆、1,179㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号3番、田1筆、699㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

続きまして、整理番号4番、18ページになります。田1筆、756㎡の贈与です。

続きまして、整理番号5番、田1筆、674㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらは、備考欄に記載のとおり、空き家に附属した農地です。

続きまして、整理番号6番、18ページから19ページまでになります。田2筆、1,015㎡の売買です。

続きまして、整理番号7番、田1筆、1,277㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のとおり、福迫委員の掘起しです。

続きまして、整理番号8番、田1筆、1,427㎡の贈与です。備考欄に記載のとおり、5条のNo.6の関連です。

続きまして貸借について説明いたします。20ページをご覧ください。整理番号1番、田2筆、1,419㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号2番、20ページから21ページまでになります。田3筆、5,117㎡の賃貸借です。

続きまして、整理番号3番、田5筆、3,371㎡の賃貸借です。

以上、所有権移転8件、貸借3件、合計11件です。

ご審議方、よろしく申し上げます。

尾山議長

事務局の説明が終わりました。議案第12号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番から3番の土地を増田委員に、申請人「受人」の報告を事務局にお願いします。まず、増田委員にお願いします。

増田委員

議長。

尾山議長

増田委員。

増田委員

申請地の調査について報告いたします。整理番号1号、2号、3号の3筆の農地について、隣接地であるので一緒に報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はしてありません。宅地、山林が隣接した場所で、現在は減反として管理されています。以上報告を終わります。

尾山議長

次に事務局にお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

ナンバー1番から3番まで受人が同一ですのでまとめて報告いたします。受人は住所が市外となっておりますが、世帯員の中に農作業に従事するえびの市在住の者がおり、農作業の年間従事日数が300日となっております。また、申請人は現在市外で〇〇として勤務しておりますが、定年退職後はえびの市に定住することとなっております。さらに現在でも市内に2,965㎡の農地を所有しており、地域との調和についても地区の水路清掃や除草作業にも参加されており、周辺農家とも協力しているとの事ですので何ら問題ないと判断します。皆様のご審議方よろしくお願いします。

尾山議長

次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の報告を吉田委員にお願いします。

吉田委員

議長。

尾山議長

吉田委員。

吉田委員

整理番号4号について報告いたします。申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備もされており、周辺は田んぼに囲まれています。農地の形状は、西側に道路があり細長いひし形になっています。日照、接

道、用排水の状況も良好です。調査に行ったときは田植えも終わっておりました。受人の営農状況は稲作と繁殖牛の複合経営です。ハウスできゅうり、ゴーヤなども作っておられます。後継者もおられます。渡人との関係は隣の田んぼを作っておられる知人です。受人の所有農地については用水路も含めて適切に管理されており問題ないと判断します。皆様のご審議方をお願いします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地の報告を田中委員に、申請人「受人」の報告を事務局をお願いします。まず田中委員をお願いします。

田中委員 議長。

尾山議長 田中委員。

田中委員 整理番号5号について報告いたします。申請地は〇〇自治会にあり、〇〇の近くにあります。前回の総会で報告したところでした。23日に調査に行きました。空き家と周りにある水田が売れて、水田は今後家庭菜園に使うそうです。これまで遊休地になっていたところで、形状は細長く幅は狭いです。日照は南向きで良好です。接道は良好でした。以上報告いたします。

尾山議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局

事務局 受人はえびの市へ移住し、空き家及び空き家に附属した農地を希望していましたが、この度売買が成立したため申請されるものです。申請農地はこれまでも畑として利用されており、権利取得後も家族と共に家庭菜園として耕作する予定であります。地域との調和につきましては共同作業等にも参加されるとの事ですので何ら問題ないと判断します。皆様のご審議方をお願いします。

尾山議長 次に整理番号6番と7番の土地及び申請人「受人」の報告を福迫委員をお願いします。

福迫委員 議長。



尾山議長

福迫委員。

福迫委員

6号と7号の受人は同一ですので6号で説明して7号は省かせていただきます。それでは整理番号6号について報告します。申請地及びその周辺の状況は、申請地は〇〇区にあり周囲一帯は水田地帯です。基盤整備済みですが、すぐ南側が竹林に隣接した条件の悪い場所で、日中日陰で日照不足で周辺も湿田で用排水も悪いほ場でしたが、接道は良好でした。2年間耕作されていみせんでしたが、下払い等保全管理はされておりまして、売買を希望されましたので掘起しを行い、金額等が一致し売買が成立しました。今後田起しや下払いを行い保全管理に努めていきたいと言われております。受人の営農状況は預託牛と水稻の複合経営です。地域との調和については、受人は兼業農家であります但営農も一生懸命取り組まれ所有農地の管理も行き届いており適切と判断しました。皆様のご審議方をお願いします。

続きまして整理番号7号について報告いたします。申請地及びその周辺の状況は、申請地は〇〇区にあり周囲一帯は水田地帯です。このほ場は農道がありますが軽トラックが通るぐらいで狭く、形状はL字型で日照は良好ですが湿田で約10年間遊休化しておりました。売買を希望されましたので掘起しを行い、金額等が一致しましたので売買が成立しました。今後荒起こしや下払いを行い保全管理に努め耕作されると言われておりました。皆様のご審議方をお願いします。

尾山議長

次に整理番号8番の土地及び申請人「受人」の報告を吉田委員にお願いします。

吉田委員

議長。

尾山議長

吉田委員。

吉田委員

整理番号8号について報告いたします。申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされており形状はやや四角形です。申請地周辺は、北側は宅地で南、東、西側は田んぼです。日照、用排水は良好です。接道は良好ですがやや狭く感じました。調査日には田植えは終わってお

りました。受人の営農状況は稲作主体の専業農家です。後継者はいらっしゃいません。渡人との関係は他人です。受人は所有農地について畦や用水路の管理も適切に管理されており問題ないと判断いたします。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

尾山議長 次に20ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の報告を引き続き吉田委員に申し上げます。

吉田委員 議長。

尾山議長 吉田委員。

吉田委員 引き続き整理番号1号について報告いたします。申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備もされており北側は宅地、東側は畑、南、西側は田んぼです。形状は長方形です。日照、接道、用排水は良好です。調査日には田植えは終わっておりました。受人の営農状況は稲作と繁殖牛の複合経営です。後継者もおられます。渡人との関係は親戚です。受人は所有農地について畦や用水路の管理も適切に管理されており問題ないと判断いたします。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の報告を下原委員に申し上げます。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 整理番号2号の農地と受人について報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。3カ所とも基盤整備された水田で、日照、接道、用排水も問題ありません。1カ所は田植え済みで、あとの2カ所はまだでした。受人については稲作と繁殖牛の専業農家です。後継者はいません。所有農地もしっかり管理されており〇〇の一員として作業等も一生懸命取組まれております。問題ないと思います。皆様のご審議方申し上げます。

尾山議長 次に貸借整理番号3番の土地及び申請人「受人」の報告を宮田委員に

お願いします。

宮田委員

議長。

尾山議長

宮田委員。

宮田委員

報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。形状は非常に良いです。申請農地周辺一帯は田で、宅地が点在しています。日照、接道、用排水は良好です。水稻を今後も継続される予定です。続けて受人について報告します。受人は現在後継者もおり、水稻作、かんしょの紅はるかに力を入れて今後やっていくとの事です。各地に知り合いがおり、こちらの方々と取引をされているようです。問題ないと判断いたしましたので皆様のご審議方よろしく申し上げます。

尾山議長

ただいま、各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

尾山議長

事務局。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計11件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

尾山議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第12号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

下原委員

議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 事務局にお尋ねします。整理番号5号の受人の〇〇さんなんですが、えびの市に移住されているとおっしゃっていましたが、住所は〇〇さんなんですがそこはどうなっていますか。

議長 事務局いかがですか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 5番の受人ですけどもこれにつきましてはえびの市に居住とは報告はしてないところです。今回空き家の売買が成立しましたので成立後引っ越しされる予定であると思います。えびの市に在住と申しあげたのはナンバー1から3番までのかたが将来えびの市に在住する予定と説明したと思います。以上です。

尾山議長 下原委員よろしいですか。(はいとの回答あり)  
他に質疑はありませんか。(なしと言う者あり)  
質疑なしの発言がありましたので質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第12号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。  
次に議案第13号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 23ページ、議案第13号「農用地利用集積計画について」説明します。  
今月の計画件数は所有権移転5件、利用権設定23件、合計28件となっております。  
利用権設定のうち、農地中間管理事業は13件となっております。

申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。

はじめに所有権移転についてご説明いたします。24ページをご覧ください。

整理番号1番、24ページから25ページです。畑6筆、2,264 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、25ページから26ページです。畑6筆、3,748.34 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。

27ページになります。整理番号3番、畑2筆、809 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇万円です。

整理番号4番、27ページから28ページになります。畑3筆、1,138 m<sup>2</sup>の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、田2筆、3,845 m<sup>2</sup>の贈与です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。

利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。

使用貸借については、賃借料の記載が空欄となりますのでご了承ください。

整理番号1番、29ページから30ページになります。田4筆、3,336 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号2番、田3筆、1,991 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

31ページになります。整理番号3番、田2筆、2,070 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号4番、31ページから32ページになります。田3筆、2,784 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号5番、32ページから33ページになります。田3筆、1,

999 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号6番、33ページから34ページ。田3筆、2,280 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号7番、34ページから35ページになります。田2筆、畑1筆、計3筆、8,875 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号8番、35ページから37ページになります。田5筆、4,276 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号9番、田1筆、1,310 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号10番、37ページから38ページになります。田2筆、4,977 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番11番から23番までは農地中間管理事業です。なお、借受人の経営面積欄の記載は、システムへの配分先未入力面積が表示されてしまうものです。

整理番号11番、田2筆、1,438 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号12番、38ページから39ページになります。田1筆、469 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号13番、田1筆、734 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号14番、田1筆、1,059 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号15番、40ページから42ページ、田7筆、畑3筆、計10筆、7,069 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号16番、42ページから43ページです。田4筆、4,520 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

44ページになります。整理番号17番、田1筆、1,005 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号18番、44ページから45ページ。田3筆、2,954 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号19番、田1筆、2,294 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号20番、45ページから46ページ。田1筆、972 m<sup>2</sup>の賃

貸借です。

整理番号21番、田1筆、1, 675㎡の賃貸借です。

整理番号22番、田1筆、3, 471㎡の賃貸借です。

47ページ、整理番号23番、田1筆、3, 610㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

尾山議長 　　ただいま、事務局より説明がありました。これより議案第13号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

増田委員 　　議長。

尾山議長 　　増田委員。

増田委員 　　整理番号1号〇〇の概略を教えてください。

尾山議長 　　事務局よろしいですか。

事務局 　　議長。

尾山議長 　　事務局。

事務局 　　〇〇は〇〇を中心に養豚をされている会社で、去年〇〇を買われた会社になります。その周辺の農地を今回買われました。

飼料用米、露地野菜もやられている農業法人、有限会社になっております。以上です。

尾山議長 　　増田委員よろしいですか。(はいと回答あり)

他に質疑はありますか。

田中委員 　　議長。

尾山議長 　　田中委員。

田中委員 　　今話があった整理番号1番についてですけど、豚を養っている会社で、将来この畑に豚舎を作ることになれば、近隣に住宅がありますが影響はありますか。

事務局 　　議長。

尾山議長 事務局。

事務局 心配されるのは理解しますが、現時点では何も申請等ありません。もし建設となれば浄化槽等の排水計画が示されるでしょうし、また、地元への説明等もなされるはずですので、その時に対応することになるかと思えます。

尾山議長 田中委員よろしいですか。

田中委員 わかりました。

尾山議長 他に質疑はございませんか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第13号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。9時40分に再開します。

(休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」と議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は3件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。49ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、1, 342㎡を牛舎・運



動場・ロール置場として申請するものです。

工事期間は令和4年8月1日から10月31日までとなっております。事業費については建築費総額〇〇円を融資により対応されます。排水については地下浸透及び西側の手掘り水路にて処理します。

次に整理番号2番、申請地は大字〇〇、畑2筆、545㎡を杉植林として追認申請するものです。申請人から顛末書の提出がございます。排水については地下浸透にて処理します。

次に整理番号3番、申請地は大字〇〇、田1筆、456㎡を農機具倉庫・ロール置場・回転場として申請するものです。農地区分が第1種農地ですので、原則不許可ですが、地域の農業の振興に関する施設に該当することから、不許可の例外規定が適用されます。

工事期間は令和4年8月1日から11月31日までとなっております。事業費については建築費総額〇〇円を自己資金により対応されます。排水については地下浸透にて処理します。

次に50ページ、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は6件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。51ページをお開きください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,382㎡を太陽光発電施設として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年8月10日から8月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金により対応されるとの事です。雨水につきましては、地下浸透にて処理します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、441㎡を一般個人住宅として申請するものです。権利関係は使用貸借です。譲受人と譲渡人との関係は親子となります。農地区分が第1種農地ですので、原則不許可ですが、集落接続の要件を満たすことから、不許可の例外規定が適用され

ます。工事期間は許可日から12月30日までとなっています。事業費につきましては、土地造成費〇〇円、住宅建設費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を融資により対応されるとの事です。生活排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、西側市道側溝にて処理します。

次に整理番号3番、場所が大字〇〇、畑1筆、444㎡を駐車場敷地として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は9月1日から10月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円（隣接の宅地も含む）、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を自己資金により対応されるとの事です。雨水は地下浸透にて処理します。

次に整理番号4番、51ページから52ページになります。場所が大字〇〇、田2筆、827㎡を資材置き場として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は8月10日から12月31日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を自己資金により対応されるとの事です。雨水は地下浸透にて処理します。

次に整理番号5番、場所が大字〇〇、畑3筆、1,090㎡を木材置場として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は7月25日から8月25日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を自己資金により対応されるとの事です。雨水は南側市道側溝にて処理します。

次に53ページ、整理番号6番、場所が大字〇〇、田2筆、917㎡を公民館敷地及び駐車場として申請するものです。権利関係は寄付です。工事期間は8月5日から12月25日までとなっています。事業費につきましては、土地造成費〇〇円、公民館建設費〇〇円、合計〇〇円を自己資金及び市補助金により対応されるとの事です。生活排水は合併浄化槽にて処理後、公共水路にて処理します。

備考欄に記載のとおり、3条所有権移転、整理番号8番と関連しております。以上、ご審議方よろしくお願い致します。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第14号と15号については、6月29日に、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員長から報告をお願いします。

稲田第3小委員長 議長。

尾山議長 稲田第3小委員長。

稲田第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、6月29日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条3件、農地法第5条6件、計9件でございます。

それでは、議案ごとにご説明いたします。

議案第14号、農地法第4条、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は自己の所有する田に牛舎・ロール置場・運動場を造成したく、今回申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇の南側150mに位置します。申請地の状況は、北側は原野、南側は農地、東側は宅地で自己所有地となり、西側は市道に接しています。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号2番についてご説明致します。

申請人は平成11年頃に申請地を相続しましたが、その時点で植林がされておりました。自己の所有地を調査したところ、申請地が農地のままであった事が判明し、追認申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北側は市道、南側は農地、西側は山林、東側は農地に接しております。本案件については、申請書には植林時期は平成10年頃となっており、植林後約25年を経過している割には、木の成長は10年ぐらいではないかとの意見や、植林時期は間違いではないか、現状の木の大きさが「そぐわない」等の意見も出されました。現地視察を終え、第3小委員会の意見として、追認申請はやむを得ないが、農地法

を遵守していただき、今後こういったことが起きないように気を付けて頂きたいとの意見を、事務局を通して申請者に伝えることとして、許可相当と決定しましたことをご報告致します。

次に整理番号3番についてご説明いたします。

申請人は自己の所有する田に農業用倉庫・ロール置場・回転場を造成したく、今回申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇の東側200mに位置します。申請地の状況は、北側は自己所有の宅地、南側は県道、東側は雑種地、西側は農地に接しています。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。4条申請は以上です。

次に議案第15号、農地法第5条、整理番号1番についてご説明致します。譲受人は、売電事業をしたく適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北西に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、南側は市道、東側は農地、西側は農地に接しています。周囲への農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号2番についてご説明致します。譲受人は、一般個人住宅を建設したく適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約600mのところに位置します。申請地の状況は、北側は宅地、南側は宅地、東側は原野、西側は市道に接している第1種農地ではありますが、集落接続による不許可の例外規定により、転用が可能となります。周囲への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明致します。譲受人は、運送事業を経営しており、今回、事業拡大のため、駐車場敷地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するもの

です。場所は〇〇地区です。〇〇から東に約700mのところに位置します。申請地の状況は、北側は県道、南側は宅地、東側は宅地、西側は農地に接しています。周囲への農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号4番についてご説明致します。譲受人は、水道工事業を営んでおり、資材置き場を確保したく適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から東に約300mのところに位置します。申請地の状況は、北側は山林、南側は市道、東側は雑種地、西側は農道に接しています。周囲への農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号5番についてご説明致します。譲受人は、林業や木材加工業を営んでおり、木材置場を確保したく適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から西に約500mのところに位置します。申請地の状況は、北側は農地、南側は市道、東側は宅地、西側は雑種地に接しています。周囲への農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号6番についてご説明致します。譲受人は、公民館敷地及び駐車場敷地を確保したく適地を探していたところ、譲渡人の所有する申請地の承諾を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇の北側のところに位置します。申請地の状況は、北側は市道、南側は宅地、東側は市道、西側はに接しています。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請3件、農地法第5条申請6件の計9件については許可相当と判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

尾山議長 第3小委員会のみなさんご苦労様でした。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。よりまして、今月の議案第14号から第15号の計9件につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただいま、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者あり)

尾山議長 質疑が無いようですので、質疑を終結いたします。

議案第14号と第15号に対する第3小委員長の判断は、承認相当であります。また、事務局の判断も承認相当であります。お諮りいたします。議案第14号と第15号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第14号と15号は、原案のとおり許可相当として知事に意見書を送付いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

(終了時間 午前10時00分)